

午前9時59分 開会

傍聴人1名入室

【赤嶺委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

日程1 協議事項について（資料1）

（1）一般質問関連（代表質問含む）について

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本日の議題である（1）一般質問関連（代表質問含む）は、前回7月14日の本委員会にて、委員長より、次回の協議事項とするので、委員各位においては会派内で調整し、会派の考えをまとめた上で出席いただくよう要請された項目である。

資料1を御覧いただきたい。（1）一般質問関連（代表質問含む）について提案されている内容の一覧である。

委員長は、本日は資料1の内容について順次協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 本件は作業部会においても協議済みなので、項目ごと個別に、まとめた上で協議したい。

対面式演壇・自席マイクについて協議されたい。

お諮りする。作業部会では、一問一答方式、反問権を導入するに当たり必要となる対面式演壇・自席マイク等の設備は、現行設備を最大限活用し、可能な限り経費をかけずにスタートしたい旨、結論を見ているが、そうした形でよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

次に、一問一答方式について協議されたい。

【布瀬委員】 対面式演壇・自席マイクの報告のように、この場で委員長の考えを述べるなり、会派としてまとめた内容を委員から述べたほうがよいのではないか。

【赤嶺委員長】 作業部会では、一度委員で意見を出し合い、提案について協議している

が、本委員会では初の協議となるので、各会派からの意見を提示された上で議論を前に進めたい。しかしながら、作業部会での協議で一定の結論は出ているので、対面式演壇・自席マイクの協議のように、委員長より作業部会での結論のみ報告し、協議をまとめることも可能である。

【中村委員】 委員長から作業部会での結論を報告いただき、それに対して各会派より付随意見を出したほうが会議録にも残るし、よいのではないかと。

【赤嶺委員長】 作業部会での結論を報告する。一問一答方式は、完全な一問一答方式を採用するのではなく、選択制が望ましいとの結論に至った。質問する議員がそれぞれ一問一答方式、総括、分割のいずれかの方法を選べる選択制を導入したいとなった。

【石田委員】 一般質問の質問方式を選べることに異議はないが、それを踏まえた反問権に対する意見は後段で述べたほうがよい。

【赤嶺委員長】 反問権は次の議題である。

【石田委員】 一問一答方式と反問権は切っても切れない関係なので、どこまで言及してよいか、判断はつきかねるが、一問一答方式のやり方として意見を述べたい。一問一答方式ではどの程度通告しなければいけないのか、通告はなしで、大枠の要旨を提出するだけでよいのか等、細かいことは大枠を決めてから詰めるものと理解してよいか。

【赤嶺委員長】 質問方式が変更されるのだから、ヒアリングの形も併せて変える必要がある。可能な限り会議の進行に影響を与えないようなヒアリングが望ましい。

【布瀬委員】 会議の進行にも種々影響は出ると思うが、どこまで議長に通告するか等、細かな点は今後に譲るとして、現段階では一問一答方式を選択制とすることに賛成か否かの結論を出すだけと考えてよいか。

【赤嶺委員長】 まずはその点が重要と考える。

【中村委員】 選択制とは、一問一答方式、現行の大項目ごとに分割して質問する方法、ないし一括で質問する方法の3つの中から選択できるものと理解してよいか。

【赤嶺委員長】 そのとおりであるし、それ以外の質問方法はないのではないかと。

お諮りする。作業部会が出した結論のとおり、一問一答方式は、一問一答、総括、分割のいずれで質問するか、質問者が選択できる形で導入を進めていくことでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

次に、反問権について協議されたい。

作業部会での結論を報告する。反問権は、他の議会にあるような趣旨確認のみという条件をつけない形で認める。とはいえ、運用するにはルールを定めなければならない旨、合意が取れたものと捉えている。ここで言うルールとは、自由なのだから何でも聞けるのではなく、議員の質問のテーマに沿ったものとすべきである。行政側からの反問は、議論を積み上げていく中で適切であることがふさわしいので、これらのルールづくりは、本委員会ではなく、議会運営を所管する議会運営委員会等が携わる旨、結論を見たと考える。

午前10時13分 休憩

午前10時26分 再開

【石田委員】 議員の質問権は議会として何よりも重く見なければならず、反問権がそれを踏み越えて行使されるような状況は避けるべきである。

【中村委員】 市民を代表して、議員が議会、しかも、本会議場で理事者側にただすことは民主主義の非常に重要な役割なので、理事者側が誠実に答えることは当然であり、それをはぐらかすために反問権を利用することは厳に慎むべきである。

【布瀬委員】 本件協議は一般質問に対する反問権なので、質問に誠実に答えることをもって反問権の制限と解釈すべきではないか。その点を明文化していく考えはあるか。ここで言う反問権は条件つきではないと委員長は述べていたが、条件なり制限をどのように捉えているのか。

【赤嶺委員長】 反問権は一般的に、条件をつけない反問権、条件（趣旨確認のみ可能）をつける反問権の2種類ある。反問権を導入するに当たり、どちらを選択すべきか、検討する必要があるが、本市議会では事前に行政に質問通告を提示した上でヒアリングを行っているため、そもそも趣旨が理解されていない状態で質問が行われることはないという前提から条件をつけない、いわゆる趣旨確認のみ可能な反問権ではない反問権とすべきと考える。

【布瀬委員】 制限についてはどう考えているのか。今後のルールづくりで明文化していくものと理解してよいか。

【赤嶺委員長】 今後の協議なので、個人的な意見と捉えてほしいが、質問の範囲を逸脱

しない、質問のテーマに沿い、議論が積み上がるような反問権が望ましい。例えば議員の質問に答えたくないがために反問権を行使するようなことはあってはならないし、しっかり質問し、しっかり答えた上で、互いに議論を積み上げていかなければ話が本論からずれてしまうし、聴衆に疑問を抱かせるようなやり取りは避けるべきと思う。

【金原副委員長】 正常な流れは、反問権にしろ、質問権にしろ、互いに権利を濫用せず、尊重することにあると思う。

【堀口委員】 反問権の導入自体には賛成である。ただし、議員の質問に対し、論点をずらしたり、批判を批判で返すような反問は議員の質問権を侵害することにつながるので、明確に避けるべきである。条件がつく、つかないの線引きはよく分からない点もあるが、反問権は議員の質問により明確に答弁するためのものと理解する。ゆえに導入には賛成するが、今後、本市議会としても反問権のルールをしっかりとつくと考えてよいか。

【赤嶺委員長】 つくらなければ運用できないし、併せて、第三者の視点から議長がしっかり議論を整理する必要性がこれまで以上に重要となるので、その点も含め協議する必要がある。

【布瀬委員】 ルールづくりは議会運営委員会にて協議するとの話であるが、本委員会でも一定の土台づくりをしたほうがスムーズに導入が進むのではないか。

【赤嶺委員長】 作業部会では、一般質問の運用は本会議の運営に関わる部分なので、本来的には議会運営委員会での協議がふさわしい旨、合意が得られたものと認識している。ただし、議会運営委員会にて、本委員会で協議し、結論を出してほしいとの結論が出た場合は、本委員会で取り上げることも可能である。

【布瀬委員】 議会運営委員会からの依頼があれば、本委員会にてルールづくりをすると理解してよいか。

【赤嶺委員長】 そのような方法も可能と思う。以前、副議長の一般質問について合意し、代表者会に送ったが、戻ってきたようなケースを想像されたい。

【中村委員】 未実施の話であり、どのような問題が出てくるかも分からないので、大きなルールはできるにしても、細かいことまでは分からない。最終的には議長がその時々判断で都度整理することになると思うので、その時点でまたルールを加えればよいのではないか。最初から漏れなくルールをつくることはできないし、あまりにもルールを厳格にし過ぎると反問の意味がなくなってしまうので、流動的、漸進的に運用すればよいのではないか。

【布瀬委員】 誰が答えることができるのか、反問は議員の質問時間に組み込まない等、一定のルールは必要と思う。

【赤嶺委員長】 そのとおりである。ただ、本委員会は、正式な会議ではあるが、他の会議とは別個の性格を持っており、継続して議論するとなれば本委員会が設置されていないケースも考えられるので、将来的に様々な課題が出た際、即対応し、過去の議論の積み重ねから改善を図るためには、恐らくなくなることはないであろう議会運営委員会に託すほうがメリットもあると考える。

お諮りする。反問権については、反問権を認める。ただし、議会運営委員会において運用のルールを定めるとすることによいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

モニター等の設置について協議されたい。虹の会よりプロジェクター導入等の提案があった。

お諮りする。作業部会では、タブレットの導入と併せ、既に様々な設備の設置が進められている。議会運営に必要な設備の検討も進められている中には、モニター、プロジェクター等の映像設備も含まれているが、その必要性、利用方法等はまだ深掘りできていないので、従来どおり、タブレット端末等導入検討会にてさらなる検討を求めることによいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

【布瀬委員】 日本共産党も含め、我が会派は、モニター、プロジェクター等の設置の提案にプラスし、一般質問の後日配信の際、配付資料等が見られるような工夫も検討してほしい旨、記入しているが、検討されたのか。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動をはじめ、他会派からも同様の提案があった。現状、本市議会本会議場にはモニターがないので、他議会のように汎用モニターを使い、様々な情報を掲示することができていない。ただ、タブレット導入後も、資料が提示された際、議員はタブレットで確認できるが、傍聴者にはタブレットを配付できないので、従来どおり紙の資料を渡すことになるし、行政側も同様である。現在の検討状況はそこまで、今後、行政側もIT機器を導入するのか、傍聴席側にモニターで情報を掲示するにはどの程度の大きさが必要となり、どの辺りに、どのように設置しなければならないのか、また、一番大きな課題である費用対効果も検討した上で必要性を判断していければと考える。

【布瀬委員】 加えて、後日配信で視聴する際も配付資料が見られればと提案しているので、今後、様々な点を複合的に検討できればと考える。

【堀口委員】 本市議会としてなぜタブレットを導入するのかに立ち返りたい。市民が議場に足を運んだり、中継を視聴する際、分かりやすく伝えることは大変大事である。それがモニターやプロジェクター導入のそもそもの目的なので、そこを基本とされたい。予算がかかる話なので、どうしても費用対効果がネックとなるが、どのようにすれば伝えられるのか、伝わりやすいのかを念頭に置き、検討を進めたい。

【町田（浩）委員】 後日配信でも配付資料が見られるようにするのは大変大事である。広報委員会の範疇になるか否かは定かでないが、各議員の動画ページの下にPDFで貼り付ける等、方法論は種々あると思うので、検討の余地はあるのではないかと。

【西田委員】 議場における配付資料が市民の目に触れられないのは非常に問題である。かねてより手法も含め柔軟に検討していく必要があると思っていたので、本件には賛成する。

午前10時46分 休憩

午前10時54分 再開

【赤嶺委員長】 お諮りする。後日配信時、一般質問で議員が配付した資料にアクセスできない状況にあるのは課題であるとの意見を頂戴しているので、本件は、後日、課題を解消する方法がないか、検討することでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

お諮りする。資料1の(1)の1の協議は終結することでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

次に、資料1の(1)の9、本会議の発言等の整理、15、一般質問の短縮化について一括して協議されたい。

作業部会での結論を報告する。2会派より、いずれも一般質問の持ち時間30分、答弁時間30分以内のトータル1時間以内で質問が終わるよう提案されたが、協議の結果、意見をまとめることができなかつたので、従来どおりの運用を続けていく旨、結論を見ている。

【中村委員】 正式な決定ではないが、現行は、質問時間30分、答弁も同程度見込む等、緩やかに認識されている。そのことも含めて従来どおりと理解してよいか。

【赤嶺委員長】 質問時間、答弁時間が同程度となるよう認識を共有した記憶はあるが、明文化されたものではなく、出された意見に首肯した程度の話と思う。

【中村委員】 決まっているわけではないが、従来もそのような緩やかな認識で運用してきたので、今後もそのような認識でよいのか、確認したかった。

【赤嶺委員長】 お諮りする。一般質問の質問時間は従来どおりの運用とすることでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

資料1の(1)の11、代表質問の実施について協議されたい。

代表質問は、平成22年、平成23年それぞれの3月定例会の2回のみ実施した後、廃止した経緯がある。現山田議長から、当時廃止に至った経緯や問題をよく踏まえた上で協

議するようにとの依頼があった。当時の経緯について、代表者会での協議の報告を含め事務局に説明を求める。

【議事係長】 代表質問は、平成22年から3月定例会において導入された。代表質問の日数は1日とし、質問者は各会派の中で決定する。質問順位は抽せんとし、会派に属さない議員は行うことができないとされた。

また、代表質問を行った議員は一般質問は行えない。1会派でも代表質問通告がない場合は、委員会予備日に議運を開催して、代表質問、一般質問の割り振りを協議することとされた。

さらに、質問者の交代は認めない。質問時間は1人30分とする。質問通告の締切りは一般質問と同じとする。代表質問の質問順位変更は認めない。正当な理由がある場合は議会運営委員会に諮り決定する。代表質問の範囲は「施政方針について」「当初予算案について」とするとされた。

本決定により、平成22年の3月定例会と平成23年の3月定例会で実施されたが、改選後の平成23年10月11日の代表者会において、当時、複数会派からの代表質問の廃止の提案があり、協議の結果、廃止が決定された。

当時の代表者会の記録を読み上げる。

【〇〇議員】 代表質問を廃止したい理由は何か。

【〇〇議員】 質問事項が施政方針と予算に限られ、同じような質問にならざるを得ない。また、一般質問でも施政方針と予算について質問できる。実施してみた経験から、あえて代表質問をする必要がない。

【〇〇議員】 一般質問と似通っていて、代表質問をする意味合いがあまりない。

【〇〇議員】 賛成である。

【〇〇議員】 国会でも代表質問をやっている。有権者に会派の政策の違いをわかりやすくするためだと思う。代表質問は有権者のために必要と考えるが、現状それができていない中で出てきた提案と考える。

【〇〇議員】 本市議会は、代表質問をやり一般質問もやるという形態である。一般質問をやめて代表質問だけとするならば、代表質問を行う意味合いは出てくるが、今のやり方では、代表質問の内容は一般質問ででき、差異がない。

【〇〇議員】 国会の代表質問と予算委員会の質疑について、地方議会の場合は、一般質

問の中で両方できているととらえている。

【〇〇議員】 廃止に賛成である。一般質問で1年を通して施政方針について質問することができるので、あえて代表質問という形をとる必要がない。内容がほとんど同じである代表質問に何時間もかけて、市民がどう思うかということもある。

【〇〇議員】 代表質問は、各会派に同じ時間が割り当てられるのか。

【議長】 各会派に30分、一般質問の前日に行く。

【〇〇議員】 大きい会派と小さい会派で時間が同じという点でも、廃止すべきということもあるのか。

【〇〇議員】 そうではない。

【〇〇議員】 一般質問の時間がきちんと確保されるのであれば、代表質問がなくなっても構わない。

【〇〇議員】 基本的にはあったほうがよい。4年間4回は必要ないが、市長が所信表明を行ったときに、会派の意見をきちんと述べることは必要ではないか。

各会派の意向が廃止であるなら廃止してもよい。固執はしない。

【議長】 一般質問の冒頭に、施政方針や予算について会派を代表して質問すると付け加えれば、代表質問と似たような形になる。

【〇〇議員】 廃止でよい。

【〇〇議員】 拒否権を発動してまで、反対はしない。

前回の議会改革検討協議会で代表質問を導入との提案があった背景には、その定例会は一般質問を行わないという前提があったが、それだと反対という会派が多く、折衷案となった結果が現在である。

【議長】 一般質問、代表質問と形にこだわらずに、中身が充実されれば前進という意味合いで、この項目は採択とすることでどうか。

全 員 了 承

以上が当時の議論の記録である。

【赤嶺委員長】 説明のあった内容も踏まえ協議されたい。

作業部会での結論を報告する。3月定例会一般質問初日に代表質問を行う、代表質問を行わない選択も可能とする旨、結論を見ている。

【石田委員】 代表質問を実施するか否かの判断も各会派で可とするならば、実施してはどうか。課題として、この間のやめた経緯には、内容が一般質問と代表質問であまり変わらない、代表質問が可能な範囲に限られるため、他会派とかぶる等の理由があったと思う。私の考える代表質問の意義とは、一般質問は議員個人としての質問であり、代表質問は当該会派の議員全員がその意思を持ち、質問内容に責任を持つこととなる。それにより議員個人の質問よりも重みが増すので、内容の問題ではなく、代表質問として位置づけることに意味がある。質問内容の重複は予算等に限定するから生じる。代表質問の在り方を定義づけし過ぎると、重複が出て、各会派であまり変わらない内容となってしまうので、その縛りを少し緩くしたほうがよいのではないか。そうすれば多様性が出てくるのではないか。

【赤嶺委員長】 代表質問は、過去においては施政方針と新年度予算をテーマとしていたが、今回新たに導入するものでは特にテーマを定めていない。つまり自由である。ただし、3月定例会は年度初めであり、施政方針なり新年度予算を審議する予算議会でもあることから、その辺りに重心を置いた質問がなされることはあるだろうと捉えている。

午前11時09分 休憩

午前11時29分 再開

【赤嶺委員長】 今回新たに導入する代表質問は3月定例会での実施なので、施政方針なり新年度予算に重点が置かれたものになると思われるが、この2点に限定はしない。代表質問ではあるが、必ずしも代表が登壇する必要もない。会派を代表する議員が代表質問をしたいという希望の下、登壇するものと理解されたい。

お諮りする。このような方法で代表質問を再度実施することでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

資料1の(1)の12、再質問の通告制度の廃止は、先ほど協議した項目番号1において、選択式の一問一答方式を導入する方向で決定され、一問一答方式を選択しない場合の再質問の通告は従前のおりとなり、一問一答方式を選択する場合は市側とのヒアリング

について検討が必要となるので協議してまいりたい。

【石田委員】 一般質問の方法は選択制になったが、従来どおりの方法を選択した場合、通告しなければならない場面もあろうかと思うので結構である。

【赤嶺委員長】 お諮りする。本日協議を行った事項は、前回同様、市側と調整、意見聴取を行い、進めていくことでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

日程 2 次回の日程、協議事項について（資料 2）

【赤嶺委員長】 次回の日程は 9 月 5 日（金）、基地政策特別委員会開催予定日の午後 1 時から予定しているので出席願いたい。

資料 2 を参照願いたい。前々回、3 月 5 日の本委員会で正副委員長案として提示した協議順の資料であるが、前回 7 月 14 日までに①から④まで協議を行い、本日は⑤について協議したので、次回は⑥、⑦について協議したい。委員各位におかれては、積み残しの⑥、⑦について会派内で調整し、まとめた上で出席願いたい。

なお、⑥、⑦をもって正副委員長から提示したものは一旦終了となり、早ければ次回で協議順が完了となるので、次回以降の協議の内容について改めて委員各位に提示できるようにしておきたい。

【石田委員】 次回以降の協議の内容について、委員から提案することは可能か。

【赤嶺委員長】 事前に正副委員長に申し出られたい。

午前 11 時 36 分 閉会